公募型指名競争入札方式に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和８年 11 月 16 日

宇和島市長　岡 原　文 彰

記

１．業務概要

（１）業　務　名　　給与支払報告書パンチデータ作成業務

（２）業 務 場 所　　宇和島市が指定する場所

（３）業 務 概 要　　仕様書のとおり

（４）契 約 期 間　　契約締結日の翌日から令和９年２月 19 日まで

２．参加条件

（１）資格要件

宇和島市における物品・役務の調達等に係る競争入札参加資格の認定を受けている者。

※ 競争入札参加資格の認定を受けていない場合には、「令和７・８年度 競争入札（見積）参加資格審査申請書」を「公募型指名競争入札参加申込書」に添えて申し込むことができる。ただし書類に不備があった場合、書類の追加・訂正等 が申込書受付期間内に完了しなければ資格要件を満たしたことにならないため注意すること。

（２）実績要件

公示日から起算して過去 10 年間に元請けとして同種・類似業務の履行実績がある者。

同種・類似業務：地方公共団体が発注する市県民税課税に係るデータ入力等業務

（３）個人情報保護に関する要件

一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けている者。

（４）その他

入札説明書１(1)を満たしている者。

３．申込書受付期間

（１）受付期間：公示日の翌日から令和８年 12 月４日（金）まで

（土日祝日を除く午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。ただし最終日は正午まで。）

（２）提出場所：〒798-8601　宇和島市曙町１番地

宇和島市　総務部契約検査室　契約係　Tel(0895)24-1111（内線 2434）

（３）提出方法：持参または郵送とする。

【入札説明書】

1　指名されるために必要な要件

(1)　入札参加者に要求される資格

令和 7・8 年度競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、市長による当該業務に係る競争参加資格の確認を受けた者

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

② 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 17 年告示第 97 号）に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。

③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

④　入札の適正さが阻害されるおそれがある一定の資本関係又は人的関係にある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

(2)　入札参加者を選定するための基準

「宇和島市発注の工事請負契約に係る指名基準」を準用する。なお、同基準中「技術的適性」については、業務実績等を勘案するものとする。

上記の基準及び公示における「参加条件」を満たしたうえでも、参加希望者数によっては、評価基準を設けて審査し優先上位から選定する場合がある。

2　資料の提出等

(1)　本競争の参加希望者は、次に従い、資料を提出しなければならない。

なお、受付期間内に資料が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争入札に参加することはできない。

(2)　資料は、次の①から④までに従い作成すること（参加希望者の押印は不要）。

① 公募型指名競争入札参加申込書（様式１）

② 同種・類似業務の履行実績（様式２）

③ 添付書類

④ 公示における「２．参加条件」の（３）を満たすことを証する書類（認定証等の写し）

(3)　その他

① 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された資料は、返却しない。

③ 契約担当者は、提出された資料を入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

④ 受付期間以降における資料の差し替え及び再提出は認めない。

3　指名業者の選定

市長は、１(2)に基づき、資料の提出があった者の中から、宇和島市競争参加資格審査会の審査を経て、指名業者の選定を行うものとする。

4　手続の中止等

３による選定業者が１者の場合は、この手続を中止する。

5　指名通知

(1)　市長は、指名業者を選定後すみやかに、入札通知書により通知を行うとともに、指名しなかった者については、非指名通知書によりその理由を付して通知するものとする。

(2)　(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含めない。）以内に、書面により、非指名理由について説明を求めることができる。

(3)　市長は、非指名理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含めない。）以内に、書面により回答する。

6　仕様書等の閲覧及び質疑

仕様書等の閲覧は、公示日から入札執行日の前日までとする。また、質疑の提出期限については、令和 8 年 11 月 30 日（月）正午までとし、質疑書に対する回答は令和 8 年 12 月 1 日（火）までにホームページに掲載する。

7　入札の日時、場所及び入札方法等

入札通知書に記載【入札予定日：令和 8 年 12 月 15 日（火)】

8　その他

入札後に１(1)各号のいずれかを満たさないことが判明した場合は、その者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として宇和島市契約規則（平成 17 年規則第 56 号）第 7 条の規定に基づき、無効として取り扱うものとする。

9　担当部署

(1)　契約担当部署

宇和島市　総務部契約検査室　契約係

(2)　発注担当部署

宇和島市　市民環境部税務課　市民税係